

| 現 行 | 改 正 後 | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p><u>良費助成事業実施要綱（昭和56年4月1日施行神奈川県要綱）、湯河原町木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成21年湯河原町告示第26号）、湯河原町住宅リフォーム補助金交付要綱（平成31年湯河原町告示第22号）、湯河原町組積造撤去等補助金交付要綱（平成31年湯河原町告示第24号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）第45条又は第57条の規定による住宅改修費の給付を受ける工事に係る助成事業については、住民サービスの向上を図る観点から、受付窓口を地域政策課にするものとし、申請内容の審査、補助金等の支給の決定等については、それぞれの所管課で行うものとする。</u></p> | <p style="text-align: center;">附 則 （施行期日）</p> <p>1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 この告示による改正後の湯河原町住宅庭木伐採等補助金交付要綱の規定は、令和8年度以後の補助金の申請について適用し、令和7年度分までの補助金の申請については、なお従前の例による。</p> | |